

寒河江市長 齋藤真朗 殿
寒河江市議会議長 柏倉信一 殿

寒河江市監査委員 大沼 勇
寒河江市監査委員 佐藤 耕治

定例監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり公表します。

記

1 監査の種類 定例監査

2 監査対象 建設管理課

3 監査着眼点

(1)財務に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。

(2)収入は確実かつ厳正に確保されているか。また、支出は適正かつ効率的に執行されているか。

(3)工事、修繕、委託等の設計、契約、施行、検査は適正に行われているか。

(4)公有財産の取得、処分及び維持管理は適正であるか。また、物品の出納管理は適切かつ効率的になされているか。

(5)財政援助等については、目的に沿って適正に行われているか。

(6)監査等で指摘されたことは、改善されているか。

4 監査実施月日 令和8年5月20日

5 監査実施場所 監査委員事務局

6 監査の実施内容

令和7年度分 令和8年3月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況

7 監査の結果

指摘事項はなく、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部の事務において改善及び検討を要する注意事項が見受けられた。

注意事項は次のとおりである。

(1)契約事務について

- ・ 随意契約根拠条項に誤りがあるものや、随意契約理由に不足がみられるもの、施行伺いや設計書、積算書がないものがみられる。
- ・ 支払いや事務の遅延がみられる。
- ・ 変更契約金額に誤りがある。

(2)きれいな川で住みよいふるさと運動及び公園管理謝礼について

- ・ 算出根拠が不明確である。

(3)市有財産使用許可について

- ・ 市有財産使用料の算定に誤りがある。
- ・ 提出された市有財産使用料免除申請書には免除理由の具体的な記載がない。

(4)補助金事務について

- ・ 対象工事の確認が不十分なものがみられる。
- ・ 補助事業等が予定期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、すみやかに報告すべきことについて、補助対象事業者への説明が不十分とみられる。

(5)文書取り扱いについて

- ・ 執行伺書の文書番号や決裁日欄等が空欄のものが多くみられ、綴られていない書類や、時系列に綴られていないものもみられる。